

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	良好な生活環境の確保	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山形	担当者名	大島
							485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-03	生活環境審査会運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市					
	政策	07 地球環境を守るまちの実現					
	施策	02 地域の健康と安全の確保					
目的	健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。						
対象者等	区・区民・事業者等						
内容	<p>1 給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌することにより、不良状態を生じさせることを禁止する</p> <p>2 廃棄物等による不良状態の禁止 （廃棄物等による不良状態）次の状態のうち2以上が生じている状態</p> <p>① 廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態</p> <p>② 廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態</p> <p>③ 廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態</p> <p>④ 廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態</p> <p>⑤ 廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態</p>						
経過	<p>平成21年4月1日「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置</p> <p>平成21年6月17日第1回生活環境審査会</p> <p>平成23年1月11日第2回生活環境審査会</p>						
必要性	本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		663	106	280	280	282	284
①決算額（28年度は見込み）		104	0	0	0	0	0	142
②人件費等		3,017	2,964	2,891	3,327	3,476	2,998	
③減価償却費		1,598	1,089	1,129	1,352	1,463	1,536	
【事務分担量】（%）		30	35	45	40	45	45	
合計（①+②+③）		4,719	4,053	4,020	4,679	4,939	4,534	142
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		4,719	4,053	4,020	4,679	4,939	4,534
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	生活環境審査会(回)	1	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査委員会報酬	0	報酬	審査委員会報酬	0	報酬	審査委員会報酬	102
旅費	委員会出席者旅費	0	旅費	委員会出席者旅費	0	旅費	委員会出席者旅費	3
需用費	審査会賄い（お茶等）	0	需用費	審査会賄い（お茶等）	0	需用費	審査会賄い（お茶等）	1
役務費	会議テーブル反訳	0	役務費	会議テーブル反訳	0	役務費	会議テーブル反訳	36

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等による不良状態については、心の健康を害している方や様々な問題を抱えている方々が原因となっている場合が多く、保健師やケースワーカーなどの協働が必要である。</li> <li>・生活環境審査会は現在開催する事案はないものの、今後本条例を施行していくために、体制の維持は必要である。そのためにも、囑託している委員との情報共有などの継続も必要である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	問題解決に向け、引き続き定期的な見回り等を行い、現状把握等に努めていく。	毎月定期的に見回りをし、現状把握に努めた。ゴミ等をため込み不良状態を招いている対象者については指導継続中。	引き続き、ケースワーカーや保健師とも連携し、周辺居住環境の改善に継続的に働きかけていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。

況 議 会 要 旨 問 状	20年3定 条例（案）を提出し、可決 21年2定 進捗状況について質問
---------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-04	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	まちの環境美化推進事業	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山形	担当者名	木村
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-01	まちの環境美化推進費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	9年度	根拠	荒川区まちの環境美化条例			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区・区民・事業者および団体が相互に協力し合い、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動を実践し、清潔で美しい荒川区をつくり、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。						
対象者等	区民・事業者及び団体等						
内容	①地域の美化活動支援：区民が主体的に行う美化活動に対し、清掃用具貸与等の支援を実施 ②モデル地域の指定：まちの美化の推進が特に必要な地域を「環境美化推進モデル地域」として指定し、活動を支援 ③区役所周辺の美化活動：区職員による区役所周辺の美化活動を実施（年間6回） ④美化キャンペーン活動：区内主要駅周辺にて、まちの環境美化についての普及・啓発活動及び美化活動実施 ⑤喫煙マナー啓発：区内主要駅周辺でのマナーアップキャンペーン、路上喫煙禁止主要6駅周辺マナーアップ指導員による巡回・指導、啓発路面シート表示、電柱看板表示、横断幕表示、ポリ看板の配布、駅前の歩行喫煙実態調査の実施 ⑥美化推進期間の設定：美化の推進を重点的に実施するため、条例で定めた荒川区環境美化の日（5月30日）の前後に環境美化推進期間（5月15日～6月14日）を設け、美化推進ポスターの掲示・キャンペーン等を実施						
経過	平成8年10月「荒川区まちの環境美化条例」制定、平成9年4月同条例施行、平成9年4月から普及・啓発活動・活動支援を実施している。平成20年12月に条例を一部改正し、指定地区内での路上喫煙禁止などを盛り込んだ。改正条例は平成21年6月に施行した。平成25年3月には、路上喫煙禁止地区のうち、南千住駅・日暮里駅で地区の見直し（拡大）を行った。 平成8年の条例制定後、区内各地域で地域団体等による美化活動が積極的に行われ「環境美化推進モデル地域」の指定を指定し、掃除道具貸与など支援を行っている。（平成15年3月町屋地域、平成15年9月日暮里地域、平成16年6月藍染川通り地域、平成17年2月南千住東部地域、平成17年5月原町会地域）現在5地域で指定済み。平成21年6月に環境条例を改正。						
必要性	荒川区まちの環境美化条例に基づき、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標として清潔で美しい荒川区をつくり維持していくためには、環境美化活動の普及・啓発・活動支援を実施する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 路上喫煙禁止主要6駅周辺マナーアップ指導員による巡回・指導を、警備会社に業務委託を行い実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		12,625	9,037	8,588	7,899	5,944	6,708
①決算額（28年度は見込み）		9,721	8,926	8,168	6,801	4,955	5,762	6,932
②人件費等		11,493	10,859	13,759	14,446	13,486	12,842	
③減価償却費				5,970	6,422	6,177	6,314	
【事務分担量】（%）		142	145	185	190	190	185	
合計（①+②+③）		21,214	19,785	27,897	27,669	24,618	24,918	6,932
特定財源	国							
	都	6,105	0	5,088	4,262			
	その他							
一般財源		15,109	19,785	22,809	23,407	24,618	24,918	6,932
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	歩行喫煙率（%）	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1		

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	歩きたばこ対策	832	需用費		489	需用費		1,134
役務費	ポスター広告掲載料	190	役務費		191	役務費		323
委託料	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	3,933	委託料		5,082	委託料		5,475

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 環境美化推進期間の参加者数 (人)	1,092	1125		1,200	1,300	環境美化推進期間活動参加者数
	② 歩行喫煙率（職員による調査） (%)	0.1	0.1		0.08	0.05	歩行喫煙者数÷歩行者×100
	③						

問題点・課題 (指標分析)	喫煙マナーに関する区民の声が多いことから、喫煙マナーの啓発活動をさらに充実させることが課題である。現在行っている内容を見直し、拡大・新設について検討する必要がある。合わせて区民の声では、喫煙マナーの啓発活動についての問い合わせもあり、喫煙マナー啓発活動の区民への周知が十分でないことがうかがえる。活動の周知をさらに行うとともに「わがまちはわが手で美しく」の基本理念に基づき、区民自身にも活動を促す工夫が必要である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 路上喫煙、ポイ捨て等に関する条例の制定 22区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	マナーアップキャンペーンにおいて呼びかけを行う場所、人数、声掛けの方法などより効果的な方法を検討する。	呼びかけを行う場所について、人の流れの多い場所を再検討し、人員配置を行った。	現在行っている啓発活動を見直し、コミュニティバスのアナウンス系統拡大など、拡大できる部分について取り組む。
②	路上ステッカーや看板の設置についてより適切な掲示場所を精査し、より効果が期待される場所への設置を行う。	ステッカーについて区内全域点検し、劣化状況を把握、張替えを行った。また、路上ステッカーが少なかった南千住地域に新設した。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	清潔で美しい荒川区をつくるために、区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙のマナーアップに取り組むことが重要であり、今後も推進していく。

況 議 会 要 旨 問 状	H16二定「歩きたばこ防止」対策（罰則規定） H20四定「荒川区まちの環境美化条例」一部改正（12月17日公布）の際罰則規定を設ける意見 H23決特「改正後3年における罰則適用の検討」
---------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害規制	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山形		
		担当者名	大島	内線	485		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-08-01	公害規制費				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 44年度		根拠	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。						
対象者等	区民、事業者等						
内容	<p>1 工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置(変更)する時は、事前に工場設置(変更)認可申請あるいは指定作業場設置(変更)届出を行うことが必要である。また、認可に関しては完成後認定検査を実施する。 また、「特定建設作業の届出」「石綿除去の作業実施計画」「土壌汚染調査」等の事務処理を行う。</p> <p>2 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。</p> <p>3 公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」等に基づき指導を行う。</p> <p>4 公害発生源の調査 2および3に関連して、公害発生源調査を行う。</p>						
経過	<p>昭和44年4月 「公害課発足」、同年7月 「東京都公害防止条例」公布。</p> <p>昭和45年4月 「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される）</p> <p>平成13年4月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。</p> <p>平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。</p> <p>平成22年3月 東京都土壌汚染対策指針制定</p> <p>平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行</p> <p>平成27年4月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」改正（最新改正）</p> <p>平成28年1月 改正東京都土壌汚染対策指針施行</p>						
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に関し、公害発生源に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。						
実施方法	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	686	5,112	888	1,008	889	789	726	
①決算額（28年度は見込み）	213	4,903	343	447	320	129	726	
②人件費等	23,858	23,290	20,880	20,265	18,326	16,431		
③減価償却費			9,132	9,227	8,615	9,556		
【事務分担量】（%）	277	275	283	273	265	280		
合計（①+②+③）	24,071	28,193	30,355	29,939	27,261	26,116	726	
特定財源の推移	国							
	都							
	その他	68	99		66			
	一般財源	24,003	28,094	30,355	29,873	27,261	26,116	726
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	工場認可件数	8	12	10	8	7	13	
	工場等現場立入調査回数	306	251	430	285	341	372	
	公害発生に対する苦情件数	107	93	86	64	76	70	
	各種届出受付件数	571	521	599	595	556	547	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	公害規制用消耗品等	103	需用費	公害規制用消耗品等	77	需用費	公害規制用消耗品等	188
役務費	公害防止管理者講習等	20	役務費	公害防止管理者講習等	19	役務費	公害防止管理者講習等	20
委託料	測定機器法定点検等	197	委託料	測定機器法定点検等	32	委託料	測定機器法定点検等	518

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 発生源別苦情件数	63	76	70	75	70	苦情の再度申立が無いこと（件）
	② 全苦情に対する完結率（％）	84	93	90	97	100	苦情の再度申立が無いこと（％）
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>最近の苦情相談では、法令等で規制すべき基準がないなど単純に規制できない内容のものが多くある。また、基準以下であっても理解してもらえないなど、対応には幅広い知識とともに説明のスキルも必要である。また、土壌汚染対策など多額な費用がかかるケースなどには、工場経営者に様々な事情があり、すぐに解決が図れないケースも多く、指導に工夫が必要である。さらに、春から夏にかけて空地の雑草について苦情が多く寄せられるが、土地の所有者が判明しないケースや、わかっても指導要綱のため強制力がなく理解してもらえないケースもある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実 施状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、土壌汚染対策や大気汚染防止に関する研修会や講習会への参加を積極的に行う。	東京都公害防止管理者講習会に2名の職員が参加し、1級の資格を取得した。	引き続き、東京都公害防止管理者講習会に参加し、資格を取得する。さらに、研修会や講習会に積極的に参加する。
②	引き続き工場への指導徹底を図る。	粘り強く指導を継続し、工場等の事業主に対し、理解を得られるように努力した。	引き続き、工場等に対し継続的な指導を図り、問題解決に結びつける。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	平成25年1月建設環境委員会 解体工事現場に対する新たな基準の考え方について。
--------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	大気汚染対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山形	担当者名	大島
							485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-01	大気汚染対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	45年度	根拠	環境基本法、大気汚染防止法、東京都環境確保条例、ダイオキシン類対策特別措置法			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	■法令基準内 ■都基準内 □区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちなの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。</li> <li>・光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。</li> <li>・光化学オキシダントや等の大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、区公用車において低公害車の導入推進の契機となるよう、保有状況調査を行う。</li> </ul>						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民</li> <li>・自動車を保有・管理している各所管課</li> </ul>						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集。区内は南千住に所在。）</li> <li>2 酸性雨調査：がん予防・健康づくりセンター屋上で測定。降雨量、pH濃度、導電率の3項目</li> <li>3 眺望調査：本庁屋上で調査。土・日・休日・雨天を除く毎朝実施。富士山、筑波山など遠近7カ所目視。</li> <li>4 光化学スモッグ対策 注意報等の発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、区民には防災無線やメールマガジンで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはFAXで周知。</li> <li>5 区公用車の低公害車導入率調査（東京都環境局へ結果を報告する）</li> <li>6 PM2.5対策 都の一般環境大気測定局（南千住）におけるPM2.5の1日平均値が、国の「注意喚起のための暫定的な指針」により定める、70マイクログラム/立方メートルを超えると予想される場合には、区HPで注意喚起情報を発信</li> </ol>						
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止</li> <li>2 酸性雨調査 H6～</li> <li>3 眺望調査 H8～</li> <li>4 光化学スモッグ対策 注意報などに関する都から区への情報提供方法が、H10～同時通報無線⇒同時通報FAXに変わった。区内学校などへの学校情報は、H14～都の直接提供⇒都から区を通じての情報提供に変わった。</li> <li>5 PM2.5 平成26年3月～ 国から示されている「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき区HPで注意喚起情報を発信</li> <li>6 浮遊粉じん及び金属成分等調査を行っていたが、平成26年度に終了</li> </ol>						
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 1 大気汚染状況の把握 2 酸性雨調査（非常勤） 3 眺望調査（非常勤） 4 光化学スモッグ対策（非常勤）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	959	377	503	511	425	83	84	
①決算額（28年度は見込み）	585	377	330	359	356	42	84	
②人件費等	1,988	1,937	4,887	5,077	4,354	3,285		
③減価償却費	1,743	1,555	3,969	4,157	3,739	2,901		
【事務分担当量】（%）	50	50	123	123	115	85		
合計（①+②+③）	4,316	3,869	9,186	9,593	8,449	6,228	84	
特定財源	国	0	0	0	0			
	都	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	4,316	3,869	9,186	9,593	8,449	6,228	84
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ注意報発令日数（区北部）	20	9	4	2	2	3	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	調査用器具及び薬品類	50	需用費	調査用器具及び薬品類	42	需用費	調査用器具及び薬品類	84
委託料	浮遊粉じん等調査委託	306						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 環境基準達成状況（南千住局） （光化学オキシダントOx）	0	0	0	0	1	0：環境基準未達成 1：環境基準達成
	② 東京都実施VOC排出量削減対策事業の事業者への周知件数	10	10	20	30	30	都が実施するセミナー、アドバイザー派遣等の排出量削減対策事業
	③ 低公害車導入率（%）	94.9	96.6	96.4	96.4	100	区が管理、保有する低公害車の導入率

問題点・課題 （指標分析）	<p>・大気汚染物質の光化学オキシダントは、都内全測定局で環境基準が達成されていない。光化学オキシダントの主要な原因物質の一つとして、工場等の固定排出源から排出される揮発性有機化合物（VOC）が挙げられる。東京オリンピックに向けて、光化学スモッグ注意報の発令なしは重要課題となっている。</p> <p>・自動車の排出ガス抑制については、国や九都府市の規制により一定の効果を上げてきている。より良い大気環境を目指すために一層の低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。</p> <p>・PM2.5（微小粒子状物質）の濃度について、関東近県での局地的な濃度上昇や中国での健康被害に関する各種報道等により生じる区民の不安に対応するため、正確な情報提供を行う必要がある。</p>					
	他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>・区独自の大気汚染常時監視局設置 実施 19区 未実施 3区 ※荒川区は実施なし（H9年度廃止）</p> <p>・粉じん中の重金属調査 実施 6区 未実施 16区 ※荒川区は実施なし（H26年度廃止）</p> <p>・酸性雨調査 実施 5区 未実施 17区 ※荒川区は実施</p>				

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	光化学スモッグやPM2.5については、ホームページやツイッターなどでの広報を追加し、継続的に周知を実施する。	雨天時以外、毎日庁舎屋上からの眺望調査結果を区のホームページで公表した。メールマガジンで光化学スモッグ注意報周知の対応をした。	引き続き、ホームページ等を使用し、区民に周知を図っていく。
②	VOC取扱量の多い事業場（塗装・印刷・ドライクリーニング等）に対し、東京都が実施している排出抑制事業の活用を促していく。	窓口で事業者に資料配布や講習会参加等の周知を図った。	引き続き、継続的な周知を実施していく。
③	低公害車等の庁有車への導入の促進や燃料電池車や電気自動車等の実用普及に関する情報収集を行う。	庁有車の低公害車の導入状況調査で現状を把握するとともに、新型低公害車の情報収集を行った。	引き続き、継続的に実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国・都の対策や科学的知見について情報収集を続け、区民へ情報提供を図る。

況議 （要 旨） 問 状	・H19三定 都内の大気測定局数について
--------------------------	----------------------





予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	水質調査用消耗品	29	需用費	水質調査用消耗品	28	需用費	水質調査用消耗品	45
委託料	水質調査分析委託	225	委託料	水質調査分析委託	225	委託料	水質調査分析委託	337

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 尾竹橋での生物化学的酸素要求量(BOD) 75%水質値	2.5	2.7	2.2	2.0	2.0	環境基準5.0以下 (mg/?)
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隅田川の水質は改善され魚が棲める状況になってきているが、近年は横ばいの状況にある。水質調査の結果を区民へ周知し、隅田川の水質に関心を持ってもらうことで、区民の環境に対する意識を高め、環境に配慮した行動につなげていく必要がある。</li> <li>・ 隅田川水系浄化対策連絡協議会は昭和53年度に発足し、36年が経過した。要請行動は平成16年度より行っていないが、9区合同水質調査等で各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を継続していく必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） ※河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施 ・未実施の区（文京区、渋谷区、豊島区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	隅田川の水質調査を引き続き実施し、より効果的な周知方法を検討する。	27年度は、水質調査結果をホームページやTwitterなどで紹介し、関心を持ってもらうようにした。	引き続き、快適な荒川区の水辺環境を創出すべく、隅田川の水質浄化の確認と区民への親しみのアピールを行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。

況議 (要旨) 会質 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	騒音・振動対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山形	担当者名	大島
				内線	485		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-11-01	騒音・振動対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	52年度	根拠法令等	環境基本法、騒音基本法、振動規制法			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、区内の7道路について道路交通騒音振動調査及び交通量調査を実施し実態を把握する。						
対象者等	区民						
内容	<p>1 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点等において調査を実施、実態を把握し調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、後背地の状況 調査地点：平成27年度 尾久橋通り（東尾久1丁目）、明治通り（荒川3丁目）の2地点 平成28年度 道灌山通り（西日暮里1丁目）、コツ通り（南千住2丁目）の2地点 調査時間：騒音及び交通量は24時間</p> <p>2 道路交通騒音振動調査及び交通量調査 調査項目：騒音、振動、交通量 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り（2地点）、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点</p> <p>3 在来線鉄道騒音調査 必要に応じて実施</p>						
経過	<p>①自動車騒音の常時監視 平成15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。</p> <p>②道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが、平成元年度から7地点で調査を行っている。</p> <p>③新幹線鉄道騒音調査 昭和60・61年度、平成2・5・8・11・14・17・20年度に実施した。（平成20年度を最後に調査は行っていない。）</p> <p>④その他調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、平成16・21・22年度に京成線鉄道騒音調査を実施した。 平成24年2月 京成線騒音調査実施（西日暮里5-29） 平成27年2月 京成線騒音調査実施（西日暮里5-29）</p>						
必要性	法定受託事務であり、区民の生活環境を守るため、継続的な調査が必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①自動車騒音常時監視 全部委託 委託料（予算額） 522千円</p> <p>②道路交通騒音・振動調査 ③新幹線鉄道騒音調査 ④その他調査 直営</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,075	593	682	668	1,172	555
①決算額（28年度は見込み）		612	538	628	500	924	491	587
②人件費等		4,901	5,354	2,719	3,179	3,147	2,300	
③減価償却費		2,324	2,177	1,388	1,622	1,626	1,536	
【事務分担量】（%）		63	70	43	48	50	45	
合計（①+②+③）		7,837	8,069	4,735	5,301	5,697	4,327	587
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	7,837	8,069	4,735	5,301	5,697	4,327	587
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	自動車騒音の常時監視（評価区間数）	2	2	2	2	2	2	2
	道路交通騒音・振動調査（調査地点数）	7	7	7	7	7	7	7

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	自動車騒音振動調査	6	報償費	自動車騒音振動調査	6	報償費	自動車騒音振動調査	6
需用費	物品修繕	4	委託料	自動車騒音常時監視	485	需用費	物品修繕	59
委託料	自動車騒音常時監視	501				委託料	自動車騒音常時監視	522
備品購入費	振動レベル計	413						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 道路交通騒音環境基準達成状況(昼)	4	4	4	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数
	② 道路交通騒音環境基準達成状況(夜)	4	3	3	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している道路交通騒音振動調査の結果を、冊子やホームページ等により広く区民へ周知し関心を深めることにより、公害問題に対する意識を高めていく。</li> <li>在来線の騒音については沿線住民からの要望も踏まえ、必要に応じ騒音測定を行い、鉄道事業者への働きかけを行っていく。</li> </ul>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>①自動車騒音の常時監視 実施 22区</p> <p>②道路交通騒音・振動調査 実施 22区</p> <p>③鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関心や興味を引く情報提供の方法を検討する。	結果を冊子やホームページ等で公開した。	引き続き道路交通騒音指導調査を継続し、環境基準の適否の確認し公表していく。
②	必要に応じ測定を行い、鉄道事業者に働きかける。	京成電鉄へ騒音対策の申し入れを行った。	鉄道騒音は規制すべき基準がないが、生活環境が脅かされている場合等必要な場合は適切な調査や申し入れ等を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	区民の生活環境を守る基礎資料として必要なため、継続していく。

況議 (要 旨) 問 状	H26.9（本会議）鉄道沿線住民への対応について
--------------------------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特殊有害物質処分	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山形	担当者名	大島
							485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-12-01	特殊有害物質処分費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法			
終期設定	●有 ○無	39年度	法令等	法			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。						
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物						
内容	<p>特別措置法の概略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB廃棄物の処理計画の策定</li> <li>・ PCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出</li> <li>・ 法施行日（平成13年7月15日）から起算して15年以内に処分（処理期限 平成28年7月14日）</li> <li>・ 平成24年12月 期限までの処分が困難なため処分期限が平成39年3月31日まで延長された。</li> <li>・ 国のPCB廃棄物処理基本計画（平成26年6月）等により、PCB廃棄物の処理期限が、高濃度PCB含有のトランス・コンデンサ等は平成35年3月31日、安定器等・汚染物は平成36年3月31日、低濃度PCB廃棄物は平成39年3月31日に定められた。</li> </ul> <p>◎区のPCB廃棄物の処分は、高圧コンデンサについては、処理施設の事故等により処理予定が変更されたが、平成20、21年度にそれぞれ17台ずつ処分、平22年度に2台を処分し、荒川区で保管していた高圧コンデンサに関しては、全て処分が完了した。平成27年1月時点での区で保管しているPCB廃棄物は、微量PCB含有トランス等20台（使用中のトランス及び清りに存在するものを含む）、安定器約4000個（約7トン）</p>						
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成21年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成22年度 高圧コンデンサ2台を処分</p> <p>平成23年度 微量PCB廃棄物が5台、新たに発見された</p> <p>平成24年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析（微量PCB廃棄物1台発見）</p> <p>平成25年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析（微量PCB廃棄物1台発見）</p> <p>平成26年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析（微量PCB廃棄物5台発見）</p> <p>平成27年度 区の各施設で保管してある安定器を1か所の施設（旧道灌山中学校）に収集</p> <p>平成28年度 高濃度PCB廃棄物（安定器）を仕分減量化を図り処理施設への搬入荷姿登録完了</p>						
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 微量PCB汚染廃棄物は、国が認定した産業廃棄物焼却施設等で処理をしなければならない。微量PCB汚染廃棄物を処理可能な認定施設が東京近郊にでき次第、処理を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	4,730	174	931	1,368	1,125	94	2,735	
①決算額（28年度は見込み）	1,159	100	931	911	1,030	0	2,735	
②人件費等	1,918	2,541	2,313	2,329	1,931	1,844		
③減価償却費	1,453	933	904	946	813	1,024		
【事務分担当量】（%）	22	30	28	28	25	30		
合計（①+②+③）	4,530	3,574	4,148	4,186	3,774	2,868	2,735	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	4,530	3,574	4,148	4,186	3,774	2,868	2,735	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	高濃度PCB廃棄物処分件数	2	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	区施設PCB定量分析	1,030				役務費	登録料	60
						委託料	安定器の仕分荷姿委託等	2,675

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	PCB廃棄物の区保管量（kg）	7,793	7,900	7,900	6,900	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定器の処分方法が確立されていなかったため、当分の間、適切に保管しなければならなかったが、平成35年度までに処分する必要が生じている。</li> <li>高濃度PCB廃棄物（安定器）は約7トンあったが、仕分けをし約6トンまで減量した。荷姿登録も行ったので、来年度に向けて現在認定処分施設が北海道のみに存在するため、そこに運搬し処分する。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 微量PCB廃棄物の処分事業者は約10社存在するが、四国や関西などすべて遠方であり。多額の運搬費がかかるため、処分を依頼するのは現実的でない。現在は東京近郊に処分業者ができるのを待っている状況である。他区も同様の状況である。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切に保管されているか、引き続き保管状況を確認する。処理施設が稼働したら、速やかに処分する。	適切に保管されていることを確認するとともに、まとめて処分するため旧道灌山中学校に高濃度PCB安定器を集約した。	高濃度PCBの仕分けをし減量に取り組み、荷姿登録をする。PCB廃棄物の具体的な処分計画を作成する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	PCBの特別措置法に基づき、適切に管理し、処分を行う。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--